

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
幼児保育課 子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
収納課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
都市計画課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都市計画課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
防災危機管理課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課 保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

健康推進課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第2項	知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定に基づく医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第2項	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第2項	知多市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

※知多市条例は「知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年知多市条例第32号)」をいう。